

自動車リサイクル法 引取業・フロン類回収業 登録(更新)申請・変更届等 手引き

(郡山市内の事業所で引取業・フロン類回収業を行う事業者の方)

【目次】

- 1.はじめに
 - 1.自動車リサイクル法とは
 - 2.使用済自動車とは
 - 3.引取業者の登録とは
 - 4.フロン類回収業者の登録とは
- 2.引取・フロン類回収業の登録申請
 - 1.登録(新規・更新)申請方法
 - 2.登録申請書書類
- 3.登録内容の変更届出及び廃業等届出
 - 1.変更届出方法
 - 2.変更届出書類
 - 3.廃業等届出
- 4.登録の基準
 - 1.引取業の登録の基準
 - 2.フロン類回収業の登録基準
- 5.登録されたものの義務
 - 1.引取業の登録をされた者の義務
 - 2.フロン類回収業の登録をされた者の義務

郡山市 3R 推進課
令和 5 年 12 月

1.はじめに

1.自動車リサイクル法とは(正式名称「使用済自動車の再資源化等に関する法律」)

自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るために施行された法律です。

特殊な自動車を除き、トラック、バスなどの大型自動車、キャンピング車などの特殊自動車、工場等私有地内で使用されているナンバープレートの付いていない構内車も含む、ほとんどの四輪自動車が対象になります。

2.使用済自動車とは

自動車の所有者が、その自動車を使用済とする判断をした場合に、自動車リサイクル法の使用済自動車となります。

引取業者は、所有者から自動車を引き渡される際は、その自動車が使用済自動車なのか中古車なのかをしっかりと確認することが重要です。

なお、使用済自動車として引取業者が引き取った場合、それ以降は自動車リサイクル法に従って処理する必要があり、中古車として買い取った場合とは違い、再販することはできません。

3.引取業者の登録とは

自動車の所有者から使用済自動車を引き取る場合に必要です。

郡山市内の事業所で引取業を行うには、郡山市へ申請し登録を受けなければなりません。

登録の有効期間は5年ですので、5年ごとに更新申請が必要です。

なお、登録を受けるには、法で定められた登録の基準に適合している必要があります。

また、登録を受けた後に、引取業者が行う法で定められた義務があります。

4.フロン類回収業者の登録とは

引取業者から引き取った使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類を回収するために必要です。

郡山市内の事業所でフロン類回収業を行うには、郡山市へ申請し登録を受けなければなりません。

登録の有効期間は5年ですので、5年ごとに更新申請が必要です。

なお、登録を受けるには、法で定められた登録の基準に適合している必要があります。

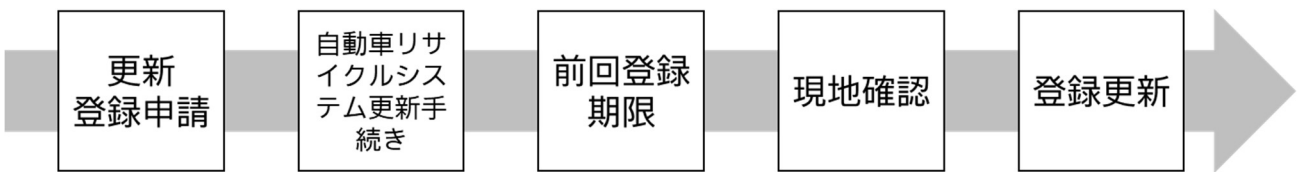
また、登録を受けた後に、フロン類回収業者が行う法で定められた義務があります。

2. 引取・フロン類回収業者の登録申請

新規登録手続きの流れ



更新登録手続きの流れ



1. 登録(新規・更新)申請方法

(1) 申請書類様式

申請書類様式等は郡山市ウェブサイトからダウンロードできます。この手引きや記載例を確認の上、書類を作成してください。

(2) 申請書類提出部数

正本1部、副本1部(副本は正本のコピーでも可)

(3) 申請書提出先

3R推進課(郡山市本庁舎1階)の窓口で受け付けます。申請は予約制となりますので、事前に電話で予約の上、予約日時にご来庁ください。予約せずに来庁された場合、長時間お待ちいただくこともあるほか、担当職員の不在等で届出書を十分に確認できない場合があります。

電話番号 024-924-2181(3R推進課 指導係)

(4) 申請者の本人確認

申請受付時に申請者の本人確認を行いますので、確認できる書類を持参してください。

- ・個人の場合 免許証等
- ・法人の場合 名刺、社員証等

(5) 更新登録時期について

更新登録申請は、登録有効年月日のおおむね1~2か月前を目安として申請してください。

※登録有効年月日までに更新申請を行わないと登録が失効し業が行えなくなります。

(6)申請手数料

申請受付時に市役所内の銀行で納入していただきますので、必ず現金でご用意ください。

	新規登録申請手数料	更新登録手数料
引取業・フロン類回収業	3,800 円	3,400 円

※一度納付された申請手数料は、申請取下げや登録拒否の場合でも返還できません。

2.登録申請書類

(1)新規・更新登録申請

法人	個人	提出書類
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	登録(登録の更新)申請書 引取業：【様式第一】 フロン類：【様式第三】
<input type="radio"/>		申請法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
	<input type="radio"/>	申請者(個人)の住民票(本籍地記載あり、個人番号記載なし)
	<input type="radio"/>	申請者(個人)の登記されていないことの証明書
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	引取業のみ カーエアコンにフロン類が含まれているかを確認する体制を説明する書類 【添付書類様式 1】
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	フロン類のみ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類(例：取扱説明書、カタログ等のコピー)
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	フロン類のみ フロン類回収設備の所有権又は使用权原を有することを証する書類(例：販売証明書、使用賃貸借契約書、納品書、領収書等のコピー)
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	誓約書 引取業：【添付書類様式 2】 フロン類：【添付書類様式 3】

(2)申請についての注意事項

- 1.住民票、登記事項証明書は、申請日以前3か月以内に発行されたものを添付してください。
- 2.申請者が未成年の場合には、法定代理人の住民票又は履歴事項全部証明書の提出が必要です。
- 3.申請を行政書士に委任する場合は、委任状の提出が必要です。
- 4.申請内容を審査するために必要な書類の提出を求める場合があります。
- 5.新規の登録申請の場合、登録された後に、公益財団法人自動車リサイクル促進センターの自動車リサイクルシステムへ事業者登録が別途必要となります。
- 6.更新の申請の場合、受理されましたら自動車リサイクルシステムでの更新手続きをお願いします。
- 7.引取業とフロン類回収業の手続きを同時に行う場合は、共通の提出書類になる全部事項証明書または住民票は、1部コピーでも問題ありません。

3.登録内容の変更届出及び廃業届出

1.変更届出方法

登録された事業者は次に掲げる登録事項に変更が生じた場合、変更があった日から 30 日以内に変更届を提出する必要があります。

1.個人の氏名、住所

2.法人の名称、所在地

3.事業所の名称、所在地

4.法人の役員

5.法定代理人

6.使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかを確認する体制(引取業のみ)

7.回収するフロン類の種類(フロン類回収業のみ)

(1)変更届出書類様式

変更届出書類様式等は郡山市のウェブサイトからダウンロードできます。

この手引きや記載例を確認の上、書類を作成してください。

(2)変更届出書類提出部数

正本 1 部、副本 1 部(副本は正本のコピーでも可)

(3)変更届出提出先

3R 推進課(郡山市役所本庁舎 1 階)の窓口で受け付けます。

なお、変更届出は郵送でも受け付けます。必要な切手を貼り宛先を記入した副本返信用封筒を同封して、次の宛先に郵送してください。

宛先：〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7 郡山市役所 3R 推進課指導係

(4)提出者の本人確認

届出受付時に申請者の本人確認を行いますので、確認できる書類を持参してください。

郵送の場合は、コピーを同封してください。

(5)登録通知書の書換

交付済みの登録通知書の記載事項が変更となる場合は、現行の登録通知書を返戻して頂きます。

2 変更届出書類

変更届に加えて、変更事項に応じた書類をそろえて提出してください。

変更届出書 引取業：【様式第二】 フロン類：【様式第四】

法人	個人	変更事項	提出書類
	○	個人の氏名、住所	・住民票(本籍地記載あり、個人番号記載なし)
○		法人の名称、所在地	・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
○	○	事業所の名称、所在地	
○		法人の役員	・誓約書(新たに就任した役員がいる場合) 引取業：【添付書類様式第2】 フロン類：【添付書類様式第3】
○	○	法定代理人	・住民票又は履歴事項全部証明書
○	○	フロン類が含まれている かを確認する体制	<u>引取業のみ</u> ・確認する体制を説明する書類
○	○	回収するフロン類の種類	<u>フロン類のみ</u> ・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類(例：取扱説明書、カタログ等のコピー) ・フロン類回収設備の所有権又は使用権原を有することを証する書類(例：販売証明書、使用賃貸借契約書、納品書、領収書のコピー)

(2)変更届出についての注意事項

- 1.住民票、登記事項証明書は、届出日以前3か月以内に発行されたものを添付してください。
- 2.届出を行政書士に委任する場合は、委任状の提出が必要です。
- 3.届出内容を審査するために必要な書類の提出を求める場合があります。

3. 廃業等届出

(1) 廃業届出書類様式

廃業届書類様式は郡山市ウェブサイトからダウンロードできます。この手引きや記入例を確認の上、書類を作成してください。

(2) 廃業届出書類提出部数

正本 1 部、副本 1 部(副本は正本のコピーでも可)

(3) 廃業届出書提出先

3R 推進課(郡山市役所本庁舎 1 階)の窓口で受け付けます。

(4) 届出者の本人確認

届出受付時に本人確認を行いますので、確認できる書類を持参してください。

(5) 廃業等届出提出書類について

引取(フロン類回収)業廃業等届出書【様式第五号】及び引取(フロン類回収)業者登録通知書(原本)

4.登録の基準

審査の結果、以下の基準に適合していると認められる場合は、引取業又はフロン類回収業の登録を実施します。なお、基準に適合していない場合は登録拒否となります。

また、登録された後に基準に適合しなくなった場合は、登録の取消し等の行政処分の対象となります。

1.引取業の登録の基準

(1)次の基準に適合していること

申請に係る事業所ごとに、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること又は使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知識を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうか確認できる体制を有すること。

(2)以下のいずれにも該当しないこと

1.心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者(精神の機能の障害により引取業を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

2.自動車リサイクル法、フロン類法若しくは廃棄物処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

3.自動車リサイクル法 51 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分があった日から2年を経過しない者

4.引取業者で法人であるものが自動車リサイクル法第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前 30 日以内にその引取業者の役員であったものでその処分のあった日から2年を経過しないもの。

5.自動車リサイクル法第 51 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しないもの。

6.引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人毛法人である場合はその役員も含む。)が前各号のいずれかに該当するもの。

7.法人でその役員のうちに1から5までのいずれかに該当する者があるもの。

(3)虚偽の記載等がないこと

申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がないこと、もしくは重要な事実の記載が欠けていないこと。

2.フロン類回収業の登録の基準

(1)次の基準に適合していること

- 1.使用済自動車の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。
- 2.申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

(2)以下のいずれにも該当しないこと

- 1.心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者(精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)又は破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者。
- 2.自動車リサイクル法、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- 3.自動車リサイクル法第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者。
- 4.フロン類回収業者で法人である者が自動車リサイクル法第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分にあった日から2年を経過しないもの。
- 5.自動車リサイクル法第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者。
- 6.フロン類回収業者に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む)が全各号のいずれかに該当するもの
- 7.法人でその役員のうちに1から5までのいずれかに該当するものがあるもの。

(3)虚偽の記載等がないこと

申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がないこと、若しくは重要な事実の記載が欠けていないこと。

5.登録された者の義務

1.引取業の登録された者の義務

(1)引取業者の引取義務

引取業者は、使用済自動車の引取りを求められたときは、当該使用済自動車についてリサイクル料金が資金管理人(公益財団法人自動車リサイクル促進センター)に対して預託されているかどうかを確認し、正当な理由がある場合を除き、その引取を求めた者から当該使用済自動車を引き取らなければならない。【自動車リサイクル法第9条】

引取業者は、引取を求められた使用済自動車についてリサイクル料金が預託されていない場合には、引取を求めた者に対し、リサイクル料金を資金管理人に対し預託すべき旨を告知しなければならない。【法第9条第2項】

(2)引取業者の引渡義務

引取業者は、使用済自動車を引き取ったときは、速やかに、当該使用済自動車に特定エアコンディショナーが搭載されている場合はフロン類回収業者に、搭載されていない場合は解体業者に、当該使用済自動車を引き渡さなければならない。【法第10条】

(3)引取証明書の交付

引取業者は、使用済自動車を引き取るときは、当該使用済自動車の引取りを求めた者に対し、自己の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の必要事項を記載した書面を交付しなければならない。【法第80条】

(4)移動報告

引取業者は、使用済自動車を引き取ったときは、当該使用済自動車を引き取った日から3日以内に、当該使用済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の必要事項を情報管理センターに報告しなければならない。【法第81条】

引取業者は、フロン類回収業者又は解体業者に使用済自動車を引き渡したときは、定められた期間内に、当該使用済自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の必要事項を情報管理センターに報告しなければならない。【法第81条以上第2項】

(5)標識の掲示

引取業者は、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号を記載した縦横各20cm以上の大きさで引取業者であることを示す標識を掲げなければならない。【法第50条】

2. フロン類回収業の登録をされた者の義務

(1) 引取義務

フロン類回収業者は、引取業者から使用済自動車の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該自動車を引き取らなければならない。【法第 11 条】

(2) 回収義務

フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときは、定められたフロン類の回収に関する基準に従い、当該使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類を回収しなければならない。【法第 12 条】

(3) フロン類の引渡義務

フロン類回収業者は、フロン類を回収したときは、自ら当該フロン類の再利用をする場合を除き、自動車製造業者等に当該フロン類を引き渡さなければならない。この場合において、当該自動車製造業者等が引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければならない。

【法第 13 条】

フロン類回収業者は、フロン類を引き渡すときは、定められたフロン類の運搬に関する基準に従い、当該フロン類を運搬しなければならない。【法第 13 条第 2 項】

(4) 使用済自動車の引渡義務

フロン類回収業者は、フロン類を回収したときは、速やかに、当該フロン類を回収した後の使用済自動車を解体業者に引き渡さなければならない。【法第 14 条】

(5) 移動報告

フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときは、当該使用済自動車を引き取った日から 3 日以内に、当該使用済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の必要事項を情報管理センターに報告しなければならない。【法第 81 条第 3 項】

フロン類回収業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関にフロン類を引き渡したとき、フロン類を引き渡した 3 日以内に、当該フロン類の引渡しを受ける者の氏名又は名称、当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号その他の必要事項を情報管理センターに報告しなければならない。

【法第 81 条第 4 項】

フロン類回収業者は、定められた期間ごとに、当該期間内に回収して再利用したフロン類の量、当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。【法第 81 条第 5 項】

フロン類回収業者は、解体業者に使用済自動車を引き渡したときは、当該使用済自動車を引き渡

した日から 3 日以内に、当該使用済自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の必要事項を情報管理センターに報告しなければならない。【法第 81 条第 6 項】

(6) 標識の掲示

フロン類回収業者は、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号を記載した縦横各 20cm 以上の大きさでフロン類回収業者であることを示す標識を掲げなければならない。

【法第 59 条】